

日 時 平成29年1月7日（土）19:00～20:30

場 所 志津南市民センター多目的室

出席者（会長）中原 （副会長）大上、高田(代理)、舟木

（町内会長）今井、金馬、小川、秋本、黒田、山中、横山、川瀬、白石、小林、桑原

（グループ代表）鈴木、斎藤、中西 （事務局）妹尾、湊側 （市民センター）一浦

<敬称略>

## 1. 報告・連絡事項

### (1) 会長から

#### ①指定管理者の指定について

草津市議会（昨年11月25日～12月16日）において指定管理者についての議案が可決され、「公の施設の指定管理者指定書」が12月20日付けでまち協会長あてに交付された。指定期間は平成29年4月1日から平成32年3月31日までの3年間となっている。今後、事務局職員の増員2名についてハローワークを通じて募集し、1月末までには採用決定する予定である。定員2名なので3名以上の応募があれば、パソコン操作の試験や面接等を行うことになり、面接については会長と副会長の4人で行う。また、年度末までに草津市と協定を締結するが、協定は指定期間3年間の基本協定と年度毎の年度協定の2種類ある。草津市のサポート体制については、草津市から草津市コミュニティ事業団に対して「会計・税務・労務等サポート業務」が委託されていて、情報ネットワーク環境の構築や給与・会計システムの導入等について、ソフトウェアのインストールや講習・研修等が年度末までに実施されることになっている。

#### ②草津市消防出初式について

草津市消防出初式が明日の9時から行われるが、自主防災組織として参加される町内会についてはよろしくお願ひしたい。また、今年の消防団年末夜警の激励に行っていたいただき、ご苦労様でした。

#### ③「くさつ寄席」について

くさつ☆パールプロジェクトと草津市が主催の「くさつ寄席」が2月4日に草津市役所8階の大会議室で開催され、草津市出身の桂三風さんが出演する。無料だが定員予約制となっていて学区での参加者数を連絡するので、希望者は1月21日までに事務局に連絡いただきたい。

### (2) 各町内会・各グループ・事務局から

#### ①暮らし安心G（環境美化委員会）

草津市道路課は、かがやき通りのけやき（若草交差点～大津市との境界）の剪定について、今年度はその3分の1にあたるZTV前の交差点から大津市との境界までの区間を実施した。

草津市道路課の担当者二人と協議し、当方としては景観上全区間を一斉に実施するように要望したが、予算の都合無理だとのことで、当面は全区間を3分割して3年間にわたって剪定するというのでやむを得ず了承した。

また、剪定方法等について住民の方が個別に道路課に連絡することがあるようだが、今後は町内会長あるいはまち協会長を通していただきたい旨の依頼もあったので、ご協力願ひたい。

#### ②文化体育G（体育振興委員会）

今年度まで地区事業として実施してきたスポーツまつりを、来年度から学区全体事業として実施するかどうかという件について、12月11日の体育振興委員会で議論した結果、来年度は時期尚早だという結論に至った。その理由として、i)町内会毎に賛成反対の両方の意見があった、ii)学区全体事業にする必然性が不足していた、iii)地区双方の文化の融和を重ねた上で検討すべきという3点が挙げられる。

【小川】1月14日の地区協働活動委員会で、体育振興委員会の委員長と副委員長から説明いただき、9名の若草・岡本西地区の町内会長からどのような意見が出るか相談しようということにしている。住民のアンケートを実施するかどうかその時に議論する。予算などの問題もあり、もしかしたら来年度はやめざるを得ないかもしれない。

#### ③文化体育G（ふれあい推進委員会）

1月9日に左義長を開催するが、明日、町内会長にご協力いただきたい。作業内容は笹竹の採

取と燃材とするパレットの解体で、作業分担は当日こちらから願います。

④子ども育成G（地域協働合校推進委員会）

1月28日にもちつき大会を市民センターの駐車場で。対象は、地域の小学生。

2. 審議事項

(1) 会則改正(案)および臨時総会(文書審議)について

平成29年4月1日より志津南学区まちづくり協議会が指定管理者として志津南まちづくりセンターの管理運営を行うこととなり、事務局がその業務を担当する。会則に事務局の業務として明記する必要があると考えられるので、次の通り改正したい。第13条（本部）第3項の「事務局は、協議会運営に必要な事務、会計処理等を行う。」を、「事務局は、協議会運営に必要な事務、会計処理等**およびまちづくりセンターの管理運営**を行う。」とする。

また、志津南まちづくりセンターの管理運営は平成29年4月1日より行うため、この会則改正については4月23日に予定している定時総会では遅いので、年度末までに臨時総会を開催する必要があるが、今回は事務局の業務として追記するだけの会則改正なので、文書審議による臨時総会とする。これは、代議員に議案書と回答書を配付し、賛否の回答書を期限までに事務局に提出していただき、その結果を各代議員に報告するとともに理事会で報告するという方法であり、平成26年度に会費の額を変更する会則改正について実施したことがある。

【中西】臨時総会を文書審議で行えるという規定は会則にあるのか。

【中原】それはない。

【斎藤】この回答書の集計結果はどのような形で出すのか。無条件賛成が多数あればよいのか、もしくは条件付き賛成も含めてになるのか。

【中原】今回は、会則に文言を付け加えるだけなので、条件付き賛成は出ないだろうと推定している。もし条件が書かれていれば、それをどうするか理事会で審議することになる。

【金馬】実際に臨時総会を開くのか、それとも文書審議で対応できるのか、基準をはっきりとしておかないと、どちらの形式にするのかある意味恣意的になってしまう。過去にそういう事をやったから大丈夫というのは違う。逆に、7月の臨時総会も文書審議で良かったのではないか、という意見も出てくる。

【中西】回答書を配られて、賛成反対を明記してもらう形だが、もし実際に臨時総会にすると、来ていただいて審議無しでいきなり採決するのと同じではないか。本来の総会のあり方としては非常に具合が悪いのではないか。

【中原】文書審議の判断基準は会則には明記していないが、今回は会則の改正に異論の出る余地がないだろうと思われるので文書審議とした。

【中西】審議するのだから、議論が出ないのはおかしい。議論しましょうという中でも議論が出ないで皆さんがその通りで結構ですと仰れば、そこで採決を取れば良い。このやり方だと全く議論しないでいきなり採決を取っている。文書審議の定足数はどのようになるのか。文書審議の臨時総会は何をもって有効と認められるのか。この文書をもっていきなり賛成反対で回答してもらうのではなく、審議にあたる期間を設けて、賛成の条件と反対の意見をもらってフィードバックして採決を取らないと審議したことにならない。

【斎藤】文書審議の日程はどのように考えているのか。

【中原】来週12日が広報くさつの配達日なので、それに合わせて代議員宛ての案内書を町内会長へ配達し、代議員に届けていただく。1月30日までに町内会長へ回答書を届けていただき、町内会長は1月31日までに事務局に出していただくという日程で考えている。

【大上】代議員が、1月の理事会で議論した議事録を見た上で判断できるようにした方が良いのではないか。議事録も見ないで判断しろという形になると、どんな議論をされてこのようになったのかという疑問が残るし、分からないという部分もある。もう少し遅らせる形にすればどうか。

【金馬】普通の人集まってするのが総会だと思っているから、文書審議による臨時総会ができる理由が議事録に書いてあれば、実施することができると思う。あるいは、臨時総会以外に何か方法がないのか、例えば理事会で決める、とか。

【中原】会則の改正は、総会で改廃できるとなっているので、あくまで総会でしかできない。施行細則は理事会で改廃できるが。

【小川】去年の臨時総会の際に、一緒に会則改正というのは難しかったのか。

- 【中原】その時点では、申請するということが議案であった。そして、申請書を出した結果、市議会にて各まち協を指定管理者に指定することが可決されて、今回指定書が交付された。
- 【小川】指定管理を受けてまちづくりセンターの管理運営をするということは了承をもらっていたことになる。実際に審査に通っていただけで、これが今回正式に市議会で通った。本来の大きな要点はOKをもらっているが、その為には4月1日からやらないといけないから事前に会則を少し変更しなくてはならない。これについても代議員は了解済みのはず。あの時はOKしたけど、今はダメということがないとは言えないが。しかし、勝手に文書審議するというのは違和感がある。文書審議をするルール変更もしてはどうか。
- 【中原】会則には「事務局は協議会運営に必要な事務、会計処理等を行う」というように「等」がついているので、「等」の中にまちづくりセンターの管理運営業務が含まれると解釈できないか。
- 【大上】それは無理。協議会運営に必要な事務と会計処理等だから、協議会運営に関する諸々の事項である。この中にまちづくりセンターの管理運営業務が含まれるとすると、会則改正をする必要がなくなってしまう。まちづくりセンターの管理運営を行うという、事務処理や会計処理はしなくていいように読めるので、改正案を「事務局は協議会運営およびまちづくりセンターの管理運営に必要な事務、会計処理等を行う」としてはどうか。このように、理事会ではまちづくりセンターの管理運営を事務局が行うことは議決されている事項であり、会則の改正だけなので、代議員に文書によって賛否を伺うことが理事会で議決されたということが議事録で明記されていけばいいのではないか。
- 【中西】この理事会でも、このようにここは修正したらどうかという話が出てくるから、臨時総会を実際に開けば、その場でここは修正したらという議論が出て審議され、それで決議されることになる。文書審議では、審議なしでいきなり採決になる。これは、臨時総会としておかしいもではないか。臨時総会が文書審議で開催されることが積み重なると、微妙に対立する意見のあるときに恣意的に実施され、反対意見の方から文書審議での臨時総会は一体どういう根拠で開かれたのか、臨時総会は成立するのかと問われることになる。その時に、根拠がどこにもない。だから、文書審議による臨時総会は実施すべきではない。
- 【秋本】「事務局は協議会運営に必要な事務、会計処理等を行う」とともに新たにまちづくりセンターの管理運営を行うとすれば良いのではないか。今までのところに加えて新しくできるまちづくりセンターの管理運営を行うことになる、という解釈になる。
- 【金馬】4月23日に予定されている定時総会で会則改正を審議するのはどうか。
- 【中原】まちづくりセンターの管理運営を事務局の業務として明記することを定時総会で議決するとしたら、4月1日からそれまでの間は事務局が行うことについての正当性がはっきりしないので、年度末までに臨時総会で会則改正をしておかなければならないと考える。
- 【金馬】遡って4月1日からそうなっているということにすればよいのではないか。
- 【大上】遡及適用すればいいだけの話ではないか。あるいは、持ち回り総会ということで、会長や副会長が手分けして各町内会の役員会に出向いて代議員に説明して意見をとり、賛否については文書で提出してもらうという方法もある。
- 【舟木】これまでのものにプラス施設管理が追加されたので、理事会で判断して持ち回り総会でも良いのではないか。できれば、班長が代議員だから班の中で意見を集約してもらって回答を出してもらえれば良いと思う。あえて実際に臨時総会を開く内容ではないと思う。
- 【斎藤】事務局の業務の記述が施行細則にも書かれていれば、とりあえず4月23日までこの業務を行うという文言を施行細則に付け加えてはどうか。
- 【中原】理事会で改廃できる施行細則の中の別図第2に、事務局の業務として事務処理、会計処理等とあり、そこにまちづくりセンターの管理運営という文言を付け加えることはできる。
- 【斎藤】本則にないはずとは思いますが、とりあえずは、次の総会までの間はそれで凌ぐというのはだめなのか。
- 【金馬】実際に臨時総会を開くのは大変だし、代議員も大変だと思うので、それで良いのではないか。4月23日の定時総会ではきっと可決されると思うし、文言の修正する箇所もあるみたいなので。
- 【中原】今までの議論では大きく2点ある。文書審議による臨時総会についてどうするのかということ、改正案の文言をどうするのかということ。まず臨時総会については、文書審議で行

う基準やルールがない中では、恣意的に実施される可能性があつてまずいという意見があり、ではどうするか、文書審議ではなく実際に臨時総会を開くという案、施行細則で事務局の業務内容を追加変更し、定時総会で会則改正をする案、定時総会で会則改正をして遡及適用する案、町内会の役員会で今回の議事録も含めて説明した上で、文書による臨時総会という形で回答書を出していただくという案、これら4つの案が出ている。

【斎藤】4つめの案は、町内会の役員ではない代議員もいるので反対。

【中西】4つめの案だと、臨時総会として定足数をどこかで判断しないとイケないが、その根拠がないので良くないと思う。

【小川】今回の議案は、7月の臨時総会の付属的なものになると思う。だから、わざわざ代議員に出てきてもらって臨時総会を開かなくても、4月23日の定時総会で遡って適用するのが良いのでは。

【金馬】遡及できるのであれば、それで良いと思う。

【中西】まちづくりセンターの管理運営を行うのは、まちづくり協議会なのか事務局なのか。

【中原】まちづくり協議会というのは、事務局も含めて、町内会・自治会、各種団体の連合組織である。その組織の中で、例えば敬老会は社会福祉協議会が担当、夏まつりはふれあい推進委員会が担当、それと同じようにまちづくりセンターの管理運営業務は事務局が担当、こういう形になる。

【中西】管理運営を指定管理者として指定されたのは、まちづくり協議会なのかまちづくり協議会の事務局なのか。

【中原】まちづくり協議会である。

【中西】そうすると、事務局の業務としてわざわざまちづくりセンターの管理運営という文言を入れる必要はないのではないか。事務局だけがまちづくりセンターの管理運営を行うわけではないので。また、将来もし指定を外されたときは総会で会則から外すことを考えたら、会則にわざわざ指定管理の業務を書き込む必要はないかと。

【大上】センターの管理運営と言わなくても、協議会運営の必要な事務の中に指定管理も入るのではないかと、だから会則改正の必要はないのではないかと仰っている。

【小川】会則改正は必要ないのかもしれない。施行細則のみ改正してはどうか。

【中原】会則に規定があつて、それに足りない部分を補うのが施行細則なので、施行細則だけに規定があつて会則に規定がないのはおかしい。

【大上】そうであれば、臨時総会を開かなければならず、それは大変なので遡及適用するという考え方でいいのではないかと。23日間の間なので、そこまで問題はないだろう。

【金馬】事務局としては、このような文言が入っていた方がやりやすいのか。

【中原】事務局の業務として会則に明記しておいた方が良いというのが今回の提案の趣旨。

【大上】草津市の担当部署に相談して、協議会運営といったときに、まちづくりセンターの管理運営業務が含まれるか否かを確認し、法律上そう読めるのであればそれで良いし、無理があるので改正しなければいけないということであれば改正すれば良い。今ここで多数決をとっても、みんな法律の専門家でもなく判断材料もなく、他学区でどうしているか分からない中で、ここで決めて間違つた方向になってしまう可能性がある。また、4月1日からやるために遡及適用の話をするれば何でもなし話だが、文書審議をするのであればこんな形でできるというような草津市のアドバイスがあれば良い。これだけ意見が分かれています、合意をしても間違つた方向で合意をしてしまうとおかしくなる。

【結論】現行条文の協議会運営の部分にまちづくりセンターの管理運営も含まれると解釈できるのかどうか、解釈が難しいとなればどういふ形で追加変更すればよいかについて、草津市の担当部署に相談し、その結果を基に2月の理事会で審議することとする。

以上